

保安林予定森林告示附属明細書

(令和7年7月8日付け兵庫県告示第613号)

1 保安林予定森林の所在場所

多可郡多可町中区奥中字大姫976の4・976の5・976の10から976の12まで・976の23（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、976の33、976の34

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。

字大姫976の4、976の10から976の12まで、976の23、976の33、976の34 所在の森林 100分の30

イ (3)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（(3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字大姫976の5 所在の森林 100分の40

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

ウ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積で除して得られる割合を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

宇大姫976の5 所在の森林

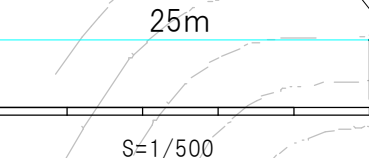
スギ（3,000本）、ヒノキ（3,000本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

保安林指定調査地図

森林の所在場所：兵庫県多可郡多可町中区奥中字大姫976-4ほか7筆



凡例	
事項	記号
都道府県界	—<>—<>—<>—
市郡界	- ⊕ - -
町村界	- — — -
大字界	- — — -
字界	- — — -
地番界	- — — -



凡例	
事項	記号
要指定地の区画線	
禁伐区域の区画線	- - - -
択伐区域の区画線	— — — —
伐採種に係る特例のみを定める区域	////
間伐を定める区域（禁伐、択伐の部分のみに限る。）	XXXXXX
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	OOOOOO
植栽の方法、期間及び樹種を定める区域	△△△△
治山事業に係る施設	▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬
里道	■
水路	■